

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について【第9版】

2022. 9. 21 改訂 弘前大学

- ◆**報告先**：教職員は所属部局の総務担当に、学生は所属部局の教務担当に報告すること。
- ◆本町地区で独自対応を定めている部局の教職員・学生は、所属部局が定める対応に従うこと。

【1】日常の感染防止対策について

【1】 1. 感染防止対策について

- 1) 感染防止4原則を常に心掛けてください。
①不織布マスク着用、②消毒、③換気、④距離確保
- 2) 感染力の強いウイルスは、マスク未着用で15分程度の会話で感染するとの報告もあります。
普段一緒に生活していない人との会食に関しては、特に注意が必要です。

【1】 2. 体調管理・行動記録について

- 1) 毎日、朝・晩検温し、「経過観察日誌（様式3）」に記録してください。必要に応じて、提出を求められることがあります。
- 2) 感染した場合に備え、「行動記録（いつ、どこで、誰と会ったか等）」を作成しておきましょう。
- 3) 初期症状では風邪との判別ができません。風邪症状があった場合には、感染を疑ってください。

【2】感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

【2】 1. 感染者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 感染者となった場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に**報告**してください。
- 3) 保健所の指示に従ってください。
- 4) 療養終了後、保健所から指示された解除日をもって登校・出勤制限は解除となります。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策に十分留意して生活してください。

【部局担当】

- ①「感染等報告書（別紙1）」、「行動記録票」を作成し、コロナ専用（s-567@hokekan_covid19@）に報告する。
（以降、療養期間等の続報は不要。）
- ③保健所が指示した制限解除日をもって、登校・出勤制限は解除となり、翌日から登校・出勤可能となる旨伝える。

【2】 2. 濃厚接触者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 濃厚接触者となった場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に**報告**してください。
- 3) 登校・出勤制限の期間は、感染者との最終接触日の翌日から起算して5日間となります。
- 4) 発熱等の症状がなければ、6日目に解除となります。
- 5) 制限解除後も体調管理を続け、感染防止対策には十分に留意して生活してください。
- 6) 待機中に体調が悪化した場合は、速やかに保健所又は県のコールセンターへ連絡し、医療機関を受診してください。

※ 保健所から直接連絡はないが、「濃厚接触者」となる場合の例

- ・感染者自身（他者）から「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。

【部局担当】

- ①「行動記録票」は、後日「感染者」となった場合に備えて作成しておくこと。
- ②待機期間中に体調が悪化した場合は、速やかに保健所又はコールセンターに連絡するよう指示しておくこと。
- ③制限期間日の翌日から登校・出勤可能となる旨伝える。

【2】3. 本人に発熱等の症状がある場合

【学生・教職員】

- 1) 発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当へ報告してください。
- 3) 医療機関を受診するか、抗原検査キットで自己検査を実施してください。
※医療機関の業務が逼迫している場合は、抗原検査キットを用いること。
※抗原検査キットは、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。
- 4) 下記 A 又は B のいずれかに該当する時点で、登校・出勤制限は解除となります。
A：検査結果が「陰性」で、症状軽快後 48 時間経過した。
B：医療機関を受診した結果、新型コロナ以外と診断され、症状軽快後 48 時間経過した。
- 5) 「経過観察日誌（様式 3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。

注 1) 医療機関を受診しない場合又は、自己検査を実施しない場合は、感染を否定できないため、感染者の療養期間に相当する期間、登校・出勤を制限します。

注 2) 発熱等の症状が、新型コロナウイルス以外の理由によるものと判断される場合は、登校・出勤制限を解除することがあります。

【部局担当】

- ①発熱等症状の報告があった場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キットにより自己検査を実施するよう指示する。
- ②医療機関の業務が逼迫している場合は、抗原検査キットによる自己検査を勧める。
- ③検査結果「陰性」又は検査不要と診断された者には、症状軽快後、48 時間で制限解除となる旨伝える。

【2】4. 海外渡航した場合

【学生・教職員】

- 1) 日本入国後は、検疫所の指示に従ってください。
- 2) 政府指定の待機期間が終了するまで、登校・出勤を制限します。
- 3) 入国日、待機期間が決まり次第、所属部局の担当に報告してください。
- 4) 「経過観察日誌（様式 3）」に体温等を記録しておいてください。提出を求める場合があります。
- 5) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。
- 6) 発熱等症状があった場合は、登校・出勤せず、早急に医療機関を受診し、所属部局の担当へ報告してください。

【3】同居者が濃厚接触者となった場合、発熱等症状がある場合

【3】1. 同居者が濃厚接触者となった場合

【学生・教職員】

- 1) 同居者が濃厚接触者となった場合は、本人（学生・教職員）の登校・出勤を制限します。
- 2) 速やかに所属部局の担当に報告してください。
- 3) 同居者の検査結果が「陰性」で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限は解除になります。
- 4) 同居者に検査が実施されない場合は、同居者の待機期間（同居者が感染者と最終接触した日の翌日から起算して 5 日間）は登校・出勤を制限し、6 日目から登校・出勤可能となります。
- 5) 同居者の通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで、登校・出勤を制限します。

※ 保健所から直接連絡はないが、「濃厚接触者」となる場合の例

- ・感染者自身（他者）から「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・同居者が通う学校から、「濃厚接触者」に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった。

【部局担当】

- ①制限期間終了で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限を解除する。

【3】 2. 同居者に発熱等の症状がある場合
<p>【学生・教職員】</p> <p>1) 同居者に発熱（37.5℃以上）や呼吸器・上気道症状等がある場合は、本人（学生・教職員）の登校・出勤を制限します。</p> <p>2) 速やかに所属部局の担当へ報告してください。</p> <p>3) 同居者が下記 A 又は B に該当した時点で、本人に発熱等の症状がなければ、制限解除となります。</p> <p>A：検査の結果、「陰性」が判明した。</p> <p>※抗原検査の場合は、「体外診断用医薬品」を用いること。研究用の抗原検査キットは不可。</p> <p>B：医療機関を受診した結果、新型コロナ以外と診断され、症状軽快後 48 時間経過した。</p> <p>注 1) 発熱等の症状が新型コロナウイルス感染症<u>以外</u>の理由によるものと判断される場合は、登校・出勤制限を解除することがあります。</p>
<p>【部局担当】</p> <p>①同居者の検査結果が「陰性」、又は症状軽快後 48 時間経過した時点で、本人が無症状であれば、登校・出勤制限を解除する。</p>

【4】 国内特定地域に移動する場合

【4】 1. 国内特定地域へ移動する場合
<p>【学生・教職員】</p> <p>1) 『国内特定地域』は、本学が独自に指定します。ホームページを逐次更新していますので、常に確認してください。</p> <p>2) 『国内特定地域』へ移動する場合は、移動の3日前までに「国内特定地域移動届（様式1）」により所属部局の担当に報告してください。</p> <p>3) 移動中は、本学が定める感染防止対策を遵守してください。</p> <p>4) 自宅に戻った日の翌日から起算して3日以内に「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」により、移動中の行動を所属部局の担当に報告してください。</p> <p>5) 自宅に戻った日の翌日から10日間の体温、体調等を「経過観察日誌（様式3）」に記録し、各自保管してください。必要に応じて、提出を求める場合があります。</p> <p>6) 自宅に戻った後も、感染防止対策に十分留意して生活してください。</p> <p>7) 発熱等症状があった場合は、登校・出勤せず、早急に医療機関を受診し、所属部局の担当へ報告してください。</p>
<p>【部局担当】</p> <p>①「国内特定地域移動届（様式1）」、「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」は各部局で保管する。</p> <p>②提出された「国内特定地域移動チェックシート（様式2）」で、発熱症状「あり」にチェックがあった場合は、登校・出勤を制限する。</p>
【4】 2. 国内特定地域以外へ移動する場合
<p>【学生・教職員】</p> <p>1) 『国内特定地域』以外の地域への移動に関しては、届出等は必要ありません。</p> <p>ただし、基本的な感染防止対策に関しては、『国内特定地域』での行動と同様に、十分注意してください。</p>

【5】 その他

【5】 1. ワクチン接種による副反応
<p>ワクチン接種後の発熱等は副反応である可能性が高いことから、解熱鎮痛剤等を服用し、体調に問題がなければ、登校・出勤してください。</p>

【参考1】登校・出勤制限期間及び解除について

1. 感染者、濃厚接触者、発熱等症状者、海外渡航者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除
感染者	保健所から指示された療養期間	保健所からの解除指示をもって解除
濃厚接触者	感染者との最終接触日の翌日から5日間	発熱等の症状がなければ解除
発熱等症状者	A:検査結果「陰性」 B:医療機関を受診した結果、 検査不要と判断された	症状改善後、48時間経過で解除
	※「医療機関受診なし」の場合又は「自己検査なし」の場合は、感染の可能性が否定できないため、感染者の療養期間に相当する期間、登校・出勤を制限する。 (参考) 2022.9.7時点での感染者の療養期間(制限期間) 発熱等の症状出現日から7日以上かつ症状軽快後24時間経過後	
海外渡航者	政府が指定する待機期間終了まで	待機期間終了で解除

2. 同居者が濃厚接触者となった者、同居者に発熱症状等がある者

事項	登校・出勤制限の期間	登校・出勤制限の解除
同居者が濃厚接触者	1) 同居者の検査「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除
	2) 同居者の検査不要とされた場合は、同居者と感染者との最終接触日の翌日から5日間	本人が無症状であれば解除
	3) 同居者が通う幼稚園・保育園が休園となった場合は、休園期間終了まで	休園期間終了時点で、本人が無症状であれば解除
同居者の発熱等症状	1)検査の結果、「陰性」が判明するまで	本人が無症状であれば解除
	2) 医療機関で検査不要とされた場合は、症状軽快後48時間まで	本人が無症状であれば解除

※保健所から直接連絡はないが、“濃厚接触者”となる場合の例

- ・感染者自身(他者)から濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・弘前大学から、「濃厚接触者」として、自宅待機指示があった。
- ・子が通う学校から子が濃厚接触者に該当すると直接連絡があった。
- ・子が通う幼稚園・保育園が休園となった。

※検査について

- ・自己検査の場合は、「体外診断用医薬品」の抗原検査キットを用いること。研究用の抗原検査キットは不可。
- ・発熱等症状者で重症化リスクが低い場合は、青森県の無料検査事業を活用すること。(参考3)

【参考2】濃厚接触者、発熱症状者について

1. 濃厚接触者とは

濃厚接触者とは、感染者の感染可能期間（※）において、当該感染者と接触した者のうち、次のいずれかに該当する者とされています。

- ・感染者と同居あるいは、長時間の接触があった者
- ・感染者の咳やくしゃみが直接かかったり、体液等の汚染物質に直接触れた者
- ・手で触れることのできる距離（1メートル程度）で、お互いにマスク着用なし（正しく着用していない場合も含む）で感染者と15分以上の接触（会話等）があった者
- ・換気が悪い室内、車内などで、感染者（マスク着用なし）と1メートル以内の距離に、15分以上一緒にいた者
- ・適切な感染防護なしで、感染者の看護もしくは介護していた者

※感染可能期間の目安

- ・感染者の発症日を0日として2日前から療養が終了するまでの期間
- ・感染者が発症していない場合は、感染者の検査日を0日として2日前から療養が終了するまでの期間

2. 発熱等症状者とは

オミクロン株では、風邪症状との判別が非常に困難です。

下記の症状があった場合は、大学には登校・出勤せず、必ず医療機関を受診してください。

－発熱等症状－

1. 37.5℃以上の発熱症状がある
2. 息苦しさ（呼吸困難）がある
3. 強いだるさ（倦怠感）がある
4. 次の症状が2項目以上ある
 - ・咳が出る
 - ・喉が痛い
 - ・味を感じない（味覚障害がある）
 - ・臭いを感じない（嗅覚障害がある）
 - ・下痢をしている（持病や食あたりなど新型コロナウイルス感染症以外の原因が推測される場合を除く）

【参考3】公的機関の連絡先等

【青森県内の保健所】

- ◆新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある場合
- ◆新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）で陽性者と接触確認が通知された場合

弘前保健所：0172-33-8521

青森市保健所：017-765-5280

五所川原保健所：0173-34-2108

受付時間：8：30～17：00
(土・日・祝日を除く)

【青森県 新型コロナウイルス感染症コールセンター】

※医療機関の業務が逼迫している場合は、青森県が実施している無料の検査を活用すること

- ◆発熱等の症状があるが、かかりつけ医がない場合

フリーダイヤル：0120-123-801

受付時間：24時間（土日・祝日含む）

- ◆かかりつけ医がある場合は、かかりつけ医に連絡すること

【青森県の新型コロナウイルス感染症ホームページ】

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/covid19.html>

【青森県が実施する無料の検査情報（期限あり）】

対象① 感染不安を抱える者（発熱等症状者・濃厚接触者は、対象②へ）

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/aomori_free-test.html

対象② 重症化リスクの低い発熱等症状者（無症状の濃厚接触者を含む）

〈無料配付している医療機関・薬局〉

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/kensakit_haihu.html

〈青森県臨時 Web キット検査センター〉

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/hoken/temporary_test_register.html